

通町公園利用時の基本ルール

※詳細な条件については、実施内容に応じて公園事務所から別途指示があります。

■利用申請期間

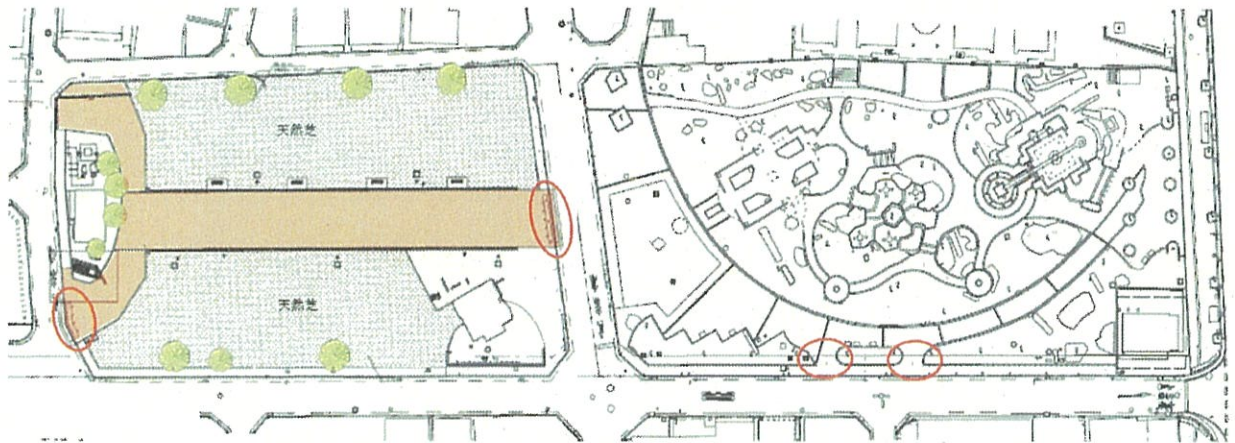
占有（行為）開始日の2か月前から7日前まで。※もちづくり協議会の支援を希望する場合は、指定の募集期間内に応募すること。

■公園の使用可能時間

基本は午前9時から午後5時。

■車両乗り入れ可能範囲

車両対応用舗装範囲は下記のとおり。車を乗り入れる場合、通行許可証が必要。



■ 車両対応範囲

○ 乗り入れ口（車止め付）

■芝生地の使用について

芝生を保護する観点から、芝生地内への車両乗り入れ及び占有物件の設置は禁止。
(夜間、物を置いておくことは不可)

■音

千葉市における騒音に係る環境基準により、65 dbまで。

イベント実施前には、周辺自治会に周知（概要説明含む）を行う。

■電源

照明灯5基に2口ずつ設置されたコンセントが使用可能。（1箇所（2口）につき1500wまで。）詳細は別紙参照。

■水道の利用

水飲み及びトイレは公園利用者の施設のため、イベント申請者側でのイベント実施に関連する目的での水の使用は不可。

■火気の使用

案件ごとに要相談。公園管理上支障のない範囲において、必要最小限のものを許可する。
消防法に基づく手続きが必要。

■ゴミの持ち帰りについて

園内にごみ箱が無い場合、ごみの回収・集積等の管理は申請者側の責任で行う。

■園内通路の幅員確保について

歩行者通路として少なくとも 1.8mの確保が必要。(車いす同士がすれ違える幅員。)

■その他

飲食物の販売を目的とする露店に関する保健所の許可取得等、関係法令に基づく手続きは、申請者側の責任で行う。

店舗配置案

※テントの配置は一例です。このとおり配置を求めるものではありません。

